4　本項の判断の基準①および②の適用については、平成27年度までは経過措置を設けることとし、この期間においては、原則、当該判断の基準を満たす合板型枠の調達に努めることとするが、備考３の表示のない合板型枠については、当該判断の基準を適用する対象には含めないものとする。

表３【建設機械】

品目名	判　断　の　基　準　等
排出ガス対策型建設機械	【判断の基準】 ○別表１及び別表２に掲げる建設機械について、搭載されているディーゼルエンジンから排出される各排出ガス成分及び黒煙の量が、それぞれ下表の第２次基準値又はこれより優れるものであること。

別表１　トンネル工事用建設機械

機　種	摘　要
バックホウ	ディーゼルエンジン出力30kW以上560kW以下、大型ブレーカを装着したものを含む
ホイールローダ・クローラローダ	ディーゼルエンジン出力30kW以上560kW以下
ダンプトラック	ディーゼルエンジン出力30kW以上560kW以下、ただし、有効な自動車検査証の交付を受けているものを除く
トラックミキサ	ディーゼルエンジン出力30kW以上560kW以下、ただし、有効な自動車検査証の交付を受けているものを除く

別表２　一般工事用建設機械

機　種	摘　要
バックホウ	ディーゼルエンジン出力８kW以上560kW以下
ホイールローダ	ディーゼルエンジン出力８kW以上560kW以下
ブルドーザ	ディーゼルエンジン出力８kW以上560kW以下

第２次基準値

対象物質（単位）／出力区分	ＨＣ（g／kW・h）	NOx（g／kW・h）	ＣＯ（g／kW・h）	ＰＭ（g／kW・h）	黒煙（%）
８kW以上19kW未満	1.5	9	5	0.8	40
19kW以上37kW未満	1.5	8	5	0.8	40
37kW以上75kW未満	1.3	7	5	0.4	40
75kW以上130kW未満	1	6	5	0.3	40
130kW以上560kW以下	1	6	3.5	0.2	40

１．測定方法は、別途定める「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成３年10月８日付建設省経機発第249号）による。

２．トンネル工事用建設機械は黒煙の基準値が表示基準値の１／５以下とする。

○別表３及び別表４に掲げる建設機械について、搭載されているディーゼルエンジンから排出される各排出ガス成分及び黒煙の量が、それぞれ下表の第１次基準値又はこれより優れるものであること。

別表３　トンネル工事用建設機械

機　種	摘　要
ドリルジャンボ	ディーゼルエンジン出力30kW以上260kW以下（40.8ＰＳ以上353ＰＳ以下）
コンクリート吹付機	ディーゼルエンジン出力30kW以上260kW以下（40.8ＰＳ以上353ＰＳ以下）

別表４　一般工事用建設機械

機　種	摘　要
発動発電機	ディーゼルエンジン出力7.5kW以上260kW以下（10.2ＰＳ以上353ＰＳ以下）、可搬式（溶接兼用機を含む）
空気圧縮機	ディーゼルエンジン出力7.5kW以上260kW以下（10.2ＰＳ以上353ＰＳ以下）、可搬式
油圧ユニット	ディーゼルエンジン出力7.5kW以上260kW以下（10.2ＰＳ以上353ＰＳ以下）、基礎工事用機械で独立したもの
ローラ	ディーゼルエンジン出力7.5kW以上260kW以下（10.2ＰＳ以上353ＰＳ以下）、ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ
ホイールクレーン	ディーゼルエンジン出力7.5kW以上260kW以下（10.2ＰＳ以上353ＰＳ以下）、ラフテレーンクレーン

第１次基準値

対象物質（単位）／出力区分	ＨＣ（g／kW・h）	NOx（g／kW・h）	ＣＯ（g／kW・h）	黒煙（%）
7.5kW以上15kW未満	2.4	12.4	5.7	50
15kW以上30kW未満	1.9	10.5	5.7	50
30kW以上272kW以下	1.3	9.2	5	50

１．測定方法は、別途定める「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成３年10月８日付建設省経機発第249号）による。

２．トンネル工事用建設機械は黒煙の基準値が表示基準値の１／５以下とする。

備考）　特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成17年法律第51号）において、規制対象となる建設機械を使用する際は、同法の技術基準に適合したものを使用すること。